

# 繁殖農家のみなさまへのお願い。



EU等向けに輸出される牛肉由来の牛には、EU等で使用が禁止されている動物用医薬品を 出生からと畜されるまでの間、一度も使用してはいけないこととなっています。

このうち、我が国で承認されているホスホマイシン(抗菌剤)(※)及びエストラジオール(性ホ ルモン剤)の成分を含む製剤については、生涯一度も使用していないことを確認した上で輸出 する体制を整備する必要があります。

このため、家畜市場や肥育農家から、両成分を含む製剤を使用していないことの確認として

## EU等使用禁止薬剤不使用申告書の提出

を求められる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

※ホスホマイシンは2026年9月3日以降にEU等を通関する牛肉由来の牛に適用

## EU等使用禁止薬剤不使用申告の対応の流れ

#### 対応1

### 家畜市場 から求められるケース

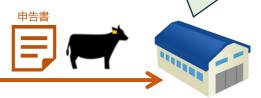
ホスホマイシン及びエストラジオールを含む製 剤が使用された履歴がないことを確認の上、 EU等使用禁止薬剤不使用申告書を提出。なお、

エストラジオールが使用される可能性がある 13か月齢以上の雌牛を上場した場合には、獣 医師にも確認の上、不使用申告書(確認先の獣 医師名等の記載欄があるもの)を提出。



繁殖農家

当市場に牛を出荷する際にホスホマ イシン及びエストラジオールを含む製 剤の使用がないことを確認の上、申 告書を添付してください。



家畜市場

#### 対応2

### 肥育農家 から求められるケース

ホスホマイシン及びエストラジオールを含む製 剤が使用された履歴がないことを確認の上、 EU等使用禁止薬剤不使用申告書を提出。なお、 エストラジオールが使用される可能性がある 13か月齢以上の雌牛を家畜市場や相対取引 で売買した場合には、獣医師にも確認の上、不 使用申告書(確認先の獣医師名等の記載欄が

<mark>あるもの)</mark>を提出。



繁殖農家

あなたの農場から購入した牛につい て、ホスホマイシン及びエストラジ オールを含む製剤の使用がないこと を確認の上、申告書を提出してもら えますか。



肥育農家

#### ホスホマイシンとは?

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられ、牛に使用できる製剤としては3製剤が承認され ている。

### エストラジオールとは?

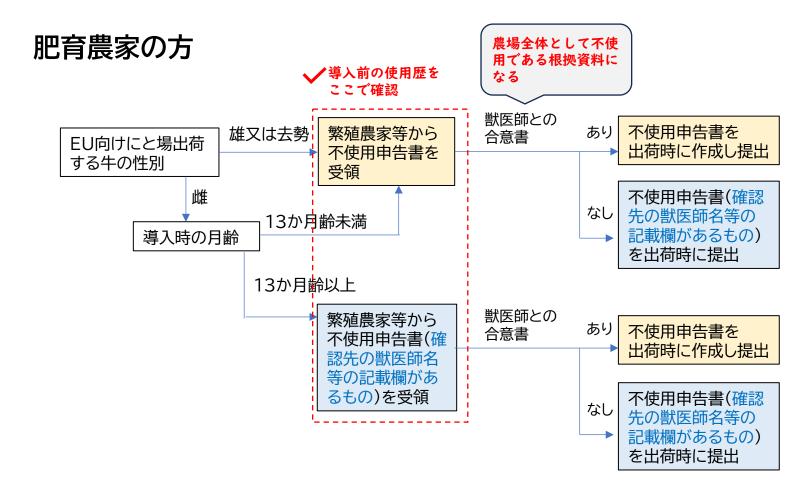
雌牛の発情誘起等の繁殖目的や胎盤停滞等の治療目的に使用され、牛に使用できる製剤と しては3製剤が承認されている。

なお、両製剤とも代替薬が存在します。

#### (問い合わせ先)

農林水産省畜産局食肉鶏卵課食肉鶏卵貿易班 TEL:03-6744-2130

## (参考)使用する申告書のご案内(フローチャート)



## 繁殖農家の方と酪農家の方

